厚生委員会会議録

平成29年3月13日(月)

(開 会) 10:00

(閉 会) 12:00

案 件

- 1. 議案第 5号 平成29年度 飯塚市国民健康保険特別会計予算
- 2. 議案第 6号 平成29年度 飯塚市介護保険特別会計予算
- 3. 議案第 7号 平成29年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計予算
- 4. 議案第19号 平成29年度 飯塚市立病院事業会計予算
- 5. 議案第26号 飯塚市青少年問題協議会条例及び飯塚市子ども・子育て会議条例の 一部を改正する条例
- 6. 議案第27号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例

【報告事項】

- 1. 2020東京パラリンピック事前キャンプ地誘致活動について (健幸・スポーツ課)
- 2. 飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定について (介護保険課)
- 3. 要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の公表について (建築課)
- 4. 飯塚市公共施設等のあり方に関する第3次実施計画の策定状況について

(行財政改革推進課)

○委員長

ただいまから厚生委員会を開会いたします。

「議案第5号 平成29年度飯塚市国民健康保険特別会計予算」を議題といたします。執行 部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

「議案第5号 平成29年度飯塚市国民健康保険特別会計予算」について補足説明をいたします。予算書の247ページをお願いいたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ166億7357万3千円と定めるものでございます。前年度と比較いたしますと、2億6459万3千円、率にして約1.6%の減となっております。詳細につきましては、事項別明細書でご説明いたします。

まず、歳出からご説明いたします。予算書の261ページをお願いいたします。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費につきましては、職員24人分の人件費及び経常的な事務費とあわせ、30年度からの国保制度改革に伴うシステム改修に要する経費等、総額で2億904万2千円を計上いたしております。

263ページをお願いいたします。このページの下段から264ページにかけての、2款、保険給付費、1項、療養諸費につきましては、一般被保険者、退職被保険者の療養給付費及び療養費等の経費を計上いたしております。1目、一般被保険者療養給付費では、被保険者数及び一人当たり医療費の減等により前年度と比較いたしますと、3億3059万4千円の減額となっております。2目、退職被保険者等療養給付費では、被保険者数の減により、前年度と比較いたしますと、8154万4千円の減額となっております。

264ページの2項、高額療養費につきましては、28年度の実績をもとに所要額を見込み計上いたしております。前年度と比較いたしますと、総額で2928万7千円の減額となっております。同じく3項、出産育児諸費及び265ページの4項、葬祭諸費につきましては、28年度の実績をもとにそれぞれ所要額を計上いたしております。

続きまして、3款、1項、後期高齢者支援金につきましては、過去の納付実績に基づき、予算を計上いたしております。前年度と比較いたしますと、2930万8千円の減額となっております。

266ページの6款、1項、介護納付金につきましては、介護保険2号被保険者に係る介護給付費納付金で、過去の納付実績に基づき予算を計上いたしております。29年度は、27年度分の精算等により、前年度と比較いたしますと、2302万4千円の増額となっております。このページの下段から267ページにかけての、7款、1項、共同事業拠出金につきましては、高額な医療費に係る給付の発生による国保財政への影響を緩和するため、80万円を超える医療費について、交付金を交付する「高額医療費共同事業」と、市町村の保険料の平準化、財政安定化を図るため、全ての医療費について交付金を交付する「保険財政共同安定化事業」に拠出するものでございます。29年度は、県全体の高額医療費の伸び等により、前年度と比較いたしますと、総額で1億9895万2千円の増額となっております。8款、保健事業費、1項、特定健康診査等事業費につきましては、特定健康診査及び特定保健指導に係る経費、1億1143万2千円を計上いたしております。29年度は、健診の受診率60%、保健指導実施率70%を目標といたしております。ちなみに28年度1月末現在の速報値では、受診率は約49%となっております。

次に、歳入についてご説明いたします。 254ページをお願いいたします。このページから 255ページにかけての、1款、1項、国民健康保険税につきましては、前年度と比較いたしますと、総額で7503万9千円の減額となっております。これは、被保険者数の減と軽減対象範囲の拡大によるものでございます。

256ページの3款、国庫支出金、1項、国庫負担金につきましては、療養給付費等負担金は、一般被保険者に係る保険給付費及び介護納付金等に要する費用に対し、国の負担率32%、高額医療費共同事業負担金は、国の負担率4分の1、特定健康診査等負担金は、負担率3分の1で計上しております。このうち1目の療養給付費等負担金につきましては、保険給付費の大幅な減等により、前年度と比較いたしますと、1億586万5千円の減額となっております。同じく、2項、国庫補助金、1目、財政調整交付金につきましては、市町村間の財政力の不均衡を調整する普通調整交付金並びに精神・結核等の医療費に関する特別調整交付金を計上いたしております。前年度と比較いたしますと、1億6383万円の減額となっておりますが、29年度は、保険給付費の大幅な減等により、約9千万円の黒字を見込んでおり、普通調整交付金におきまして、歳入超過分を調整したこと等によるものでございます。同じく2目、保険制度関係業務準備事業費補助金につきましては、30年度からの国保制度改革に伴うシステム改修に要する経費に対しての補助金で、補助率は10分の10となっております。

257ページをお願いします。4款、1項、療養給付費交付金につきましては、退職被保険者に係る保険給付費等から、退職被保険者分の国保税を除いた分が、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。29年度は退職被保険者に係る保険給付費の減等により、前年度と比較いたしますと、1億1604万円の減額となっております。

5款、1項、前期高齢者交付金につきましては、前期高齢者に係る保険給付費等に対して社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、国の示す交付基準に基づき計算いたしております。前年度と比較いたしますと、3286万4千円の増額となっております。6款、県支出金、1項、県負担金につきましては、1目、高額医療費共同事業負担金は、県の負担率「4分の1」で計上いたしております。29年度は、高額医療費の伸び等により、前年度と比較いたしますと、6837万6千円の増額となっております。同じく、2項、県補助金、1目、財政調整交付金につきましては、定率交付金の交付率は5.8%、財政健全化交付金は過去の実績等を踏まえ、交付率0.6%で見込み予算計上いたしております。前年度と比較いたしますと、2980万円の減額となっております。

続きまして、258ページの7款、1項、共同事業交付金につきましては、国民健康保険団体連合会が示します、算出基準に基づき予算計上をいたしております。1目、共同事業交付金につきましては、先ほどからご説明しておりますように、高額医療費の伸び等により、前年度と比較いたしますと、1億9348万8千円の増額となっております。また、2目、保険財政共同安定化事業交付金につきましては、28年度の実績をもとに予算計上いたしております。前年度と比較いたしますと、1億3209万4千円の減額となっております。

このページの下段から259ページにかけてでございますが、9款、繰入金、1項、一般会計繰入金につきましては、総額で563万7千円の減額となっております。

以上で、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終りましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○宮嶋委員

261ページの一般管理費、国民健康保険システム改造委託料というのがありますが、これの内容をお知らせください。

○医療保険課長

この国民健康保険システム改造委託料につきましては、内容としては3つございます。1つ目に、先ほどご説明いたしました、平成30年度からの国保広域化に伴い、本庁システムの改修を行う経費が1つございます。それとそのほかに、現在ございますシステム改修費等を含めて、総額で604万8千円でございます。このうち国保改革にかかわる部分としましては、459万円というふうになっております。

○宮嶋委員

広域化というのが、30年度からということになっていますが、これで大体準備が、このシステムが入れば完全に動くということですか。

○医療保険課長

国保改革に伴います、システム改修等につきましては、28年度から着手しておりまして、 今回のこの改修で、ほぼ完了する予定でございます。

○宮嶋委員

次に、263ページの中段にありますが、運営協議会費というのが、28年度から比べると 倍以上になっていますが、今年度と開催の回数とかが違うのだろうと思いますが、今年度と来 年度はどういう状況になっているのか、比較と理由をお願いします。

○医療保険課長

この運営協議会費につきましては、本市の国民健康保険運営協議会に要する経費でございますが、例年は年間3回程度の開催で、昨年度で申し上げますと、2回開催をいたしております。今回、6回分を見込んで予算計上いたしておりますが、これは30年度からの国保制度改革に伴い、29年度中に本市の国保税率等の見直しが必要になってくることから、年間6回分ということで、計上させていただいております。

○宮嶋委員

30年度に向けて、税率の見直しというような言葉がありましたけれども、飯塚市の場合は、 3年前でしたか、大幅に国保税を引き上げたときに、県内の最高額、一番高いというふうに言 われていたのですが、間違いありませんか。

○医療保険課長

前回は平成25年度に税率改正をいたしております。現在、県下市町村で飯塚市は確かに委員がおっしゃいますとおり、一番高いレベルにございます。

○宮嶋委員

ということは、ちょっと期待なんですけど、平均で押し並べて、広域でやるということにな

れば、飯塚市の税率が少しでも下がるのかなという期待があるんですが、その辺の見通しはありますか。

○医療保険課長

30年度からは県が財政運営の主体となります。県が、まず県全体の国保事業費納付金というものを見込みまして、それから医療費水準や所得水準、こういったものを加味した中で、各市町村に国保事業費納付金というのを割り当てることになっております。この国保事業費納付金を賄うために必要な税率、これを県が各市町村ごとに算定をしまして、各市町村に割り当てるということになっております。現在、本市は県下でも高い税率を徴収いたしておりますが、まだはっきり何とも申し上げられませんけれども、医療費水準は県下でも中位でございますし、所得水準は県平均よりも若干落ちるぐらいかなというところで考えますと、今の税率よりも急激に引き上げなくてはいけないというようなことはないのかなと、現時点ではそのように考えております。

○宮嶋委員

なかなか下げるというふうな話にはなっていかないのかなという思いもあります。もうひとつ263ページの保険給付費ですが、随分と減額になっていますが、この理由をお知らせください。

○医療保険課長

一般被保険者療養給付費で、対前年度比で3億3059万4千円の減となっております。この主な要因といたしましては、一人当たり医療費、それから被保険者数の減が大きな要因でございます。

○宮嶋委員

人数が減っているということじゃなくて、一人当たりの単価、そういうのが減っているんで すかね。

○医療保険課長

予算の編成に当たりまして、年齢区分ごと、負担割合ごとに一人当たり医療費を見込みまして、被保険者数を乗じて給付費を算出いたしておりますが、具体的に申し上げますと、65歳未満の被保険者で一人当たり医療費が対前年度比で313円の減、それから65歳から69歳の7割負担の被保険者ですが、これにつきましては、対前年度比で1533円の増という見込みでございます。また、70歳以上の7割負担の被保険者の方、この方々の一人当たり医療費が対前年度比で2万9748円の減、それから70歳以上の8割負担の方で、対前年度比で一人当たり医療費が3533円の減というふうに見込んでおります。また、被保険者数につきましても、65歳から69歳までの7割負担の被保険者を除きまして、それ以外の方々については、すべて被保険者数が大幅に減っているということでございます。

○宮嶋委員

ありがとうございます。何か大変な計算なんですね。被保険者が減っているというようなことですね。歳入のほうにいきますけども、254ページの国民健康保険税の中で一般被保険者が2960万6千円、退職被保険者が4543万3千円と減額になっております。これもいわゆる今説明された世帯数とか人数が減っているという認識でいいのでしょうか。

○医療保険課長

一般被保険者国民健康保険税につきましては、世帯数で対前年度比273名の減、それから被保険者数で対前年度比690人の減というふうに減少の見込みでございます。それから退職被保険者分につきましても、世帯数で対前年度比200世帯の減、被保険者数につきましても、404人の減と、こういったことがひとつの要因でございますし、昨年4月からの軽減対象範囲の拡大、こういったことも影響しての減ということでございます。

○宮嶋委員

対象世帯人数が減っているというところですけども、人口減というのも確かにあるんでしょうけれども、もうひとつ何かそういう原因がありましたら、お知らせください。

○医療保険課長

1つには本市の人口自体も減少傾向にございます。昨年10月から短時間労働者の被用者保険への適用拡大ということで、被用者保険に移行される方もふえてきているのではないかというふうに考えています。そのほか、生活保護に移行される方、転出等、そういったことも要因としてあるのではないかと考えております。

○宮嶋委員

両極端で、いわゆる社会保険がある仕事につけた方、生活が成り立たなくて、生活保護のほうに行かれた方というのがあるようですね。それからもうひとつ、現在の滞納者数と資格証、 短期保険証の数を教えてください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩10:21 再開10:22

委員会を再開いたします。

○医療保険課長

まず、国民健康保険税の滞納状況ということで、27年度末現在の数字でよろしいでしょうか。27年度末で滞納総額9億6272万5千円余でございます。それから短期証の発行状況でございます。平成27年度、これは3月末現在でございますが、短期証の発行数1247件、それから資格証明書の発行件数630件というふうになっております。

○宮嶋委員

すいません、突然で。確認しておかないといけないと思いながら、ありがとうございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○宮嶋委員

本会議で詳しく述べますけれども、国民健康保険税に関しては、先ほど言いましたように、 県内で一番高いと言われる収入の区分とか、そういうもので違いますけれども、大体最高位に あるということになっております。住民の暮らし、福祉を守るためにもぜひ引き下げもやって いただきたいというふうに思っておりますが、平成30年からの広域化ではどうなるのか、ちょっと見通しもつかないということで、反対の態度をとらせていただきます。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第5号 平成29年度飯塚市国民健康保険 特別会計予算」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第6号 平成29年度飯塚市介護保険特別会計予算」を議題といたします。執 行部の補足説明を求めます。

○介護保険課長

「議案第6号 平成29年度飯塚市介護保険特別会計予算」の補足説明をいたします。本予

算は、平成27年度から平成29年度までの第6期介護保険事業計画の最終年度の予算となります。

予算書の275ページをお願いしたします。第1条第1項で、保険事業勘定予算の総額を歳入歳出、それぞれ143億4765万4千円と定め、同条第3項において、介護サービス事業勘定予算の総額を歳入歳出、それぞれ7927万1千円に定めようとするものでございます。

それでは、保険事業勘定につきまして歳出、歳入の順で説明させていただきます。

予算書280ページをお願いします。平成29年度予算につきましては、国の制度改正により介護予防・日常生活支援総合事業の平成29年4月からの実施のために、新規費目の設定や予算の再編・組替えを行っており、これを前提としてのご説明をいたします。

280ページの歳入歳出予算事項別明細書「1.総括」の、下段の表、歳出をお願いします。 歳出の表に記載のとおり、保険事業勘定の歳出予算の合計は143億4765万4千円で、前 年度の当初予算との比較では5億6142万3千円の増加となっています。2款、保険給付費 については、前年度比較で、1億1504万2千円増の保険給付費の総額は131億 4076万6千円となり、保険事業勘定歳出予算の91.5%を占めています。また、3款、 地域支援事業費は、前年度比241.12%、5億2346万8千円の増の8億9439万 4千円となっています。これは、従来の予防事業が廃止され、新たに総合事業と一般介護予防 事業に再編され、この総合事業に、予防の訪問介護及び通所介護が保険給付費から地域支援事 業費に組み替えられたこと等によることが大きな要因になります。

なお、この介護予防訪問介護・介護予防通所介護事業は、地域の実情に応じて、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等の事業をすすめるものです。その他の新規事業として、生活支援体制整備事業を計上しています。

それでは、歳出の主な項目について説明させていただきます。予算書286ページをお願いします。1款、総務費、1項、総務管理費の1億1381万2千円は、介護保険業務に携わる職員の人件費等の経常的な経費になります。また、287ページの同項において、新規予算として、次期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定のための経費を計上しています。これは、説明欄の中ほどの計画策定支援委託料445万5千円が主なもので、内容は実態調査補助業務と計画策定支援業務になります。

同じく、その他の一般管理費において、介護保険システム改造委託料68万1千円を計上しています。これは、制度改正に伴う保険料に係る賦課判定方法の変更に伴うシステム改造になります。国2分の1補助になります。

288ページをお願いします。下段の表になりますが、1款、総務費、3項、介護認定審査会費、

1目、介護認定審査会費の1991万6千円、これは、介護保険の認定審査に係る経費でございます。

認定審査に係る認定審査会は、102名の認定審査委員を15の合議体に編成し、29年度は、新規申請、更新申請を合わせまして年間8590件の審査を行う予定としております。 説明欄、1節の介護認定審査会委員報酬1800万7千円は、前年度に比べ166万2千円の増となっています。これは、任期2年の審査委員が29年度は2年目となりますことから、委嘱状の交付を行う経費の増が主なものとなっております

同じく288ページの下段をお願いします。2目、認定調査等費の1億5642万3千円につきましては、認定業務に携わる職員の人件費等で、経常的な経費で、説明の欄の7節、嘱託職員賃金3734万7千円は、介護認定調査員14名分になります。12節、役務費3902万7千円の主なものは、289ページの説明欄の下から10行目の主治医意見書等作成手数料3768万6千円となっています。

次に290ページをお願いします。下の段の表、2款、保険給付費、1項、介護サービス等諸費、1目、居宅介護サービス給付費48億6995万千円から293ページの6項、その他諸費、1目、審査支払手数料976万7千円までの保険給付費131億4076万6千円につきましては、先ほど280ページの「総括」のところで申し上げましたとおり、前年度より1億1504万2千円の増加となっています。290ページの1目、居宅介護給付費の前年比で12億6810万4千円の増額及び298ページの地域密着型介護サービス給付費の7億5799万千円の減額については、制度改正により28年度より利用定員18人以下の小規模の通所デイが、地域密着型に移行されたことに伴う増減が主になります。

291ページ、下段の表の1目、介護予防サービス給付費の前年比で4億7791万7千円の減額及び292ページの介護予防サービス計画給付費6093万9千円の減額については、制度改正により29年度より介護予防の訪問介護及び通所介護給付費が地域支援事業費へ移行したことが主な要因になります。これらの保険給付費につきましては、平成28年度決算見込額をベースに、介護保険計画における伸び率の予測、施設等の整備状況や制度改正による変更等を勘案し、予算計上をいたしております。

続きまして、地域支援事業につきまして、ご説明させていただきます。293ページをお願いします。下段の表3款、地域支援事業費1項、事業管理費1億1095万9千円は、主に、地域包括支援センター業務に携わる職員の人件費及び294ページ説明欄の下から4行目の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定支援委託料147万5千円になり、この委託料は計画策定のための基礎資料のための実態調査の費用になります。

295ページをお願いします。中段の表の同款2項、介護予防・生活支援サービス事業費の合計4億8499万8千円は、平成29年度から実施する総合事業の事業者に対する負担金として、1目、サービス事業費の訪問型予防サービス事業費及び2目、通所型予防サービス事業費を、それぞれ、1億7776万1千円、2億3176万3千円を新規計上し、3目、介護予防ケアマネジメント事業費としてサービス利用者のケアプラン作成手数料の7547万4千円を新規に計上しています。

295ページをお願いします。同款3項、一般介護予防事業費の2951万1千円の主なものは、介護予防普及啓発事業費では、8節、報償費の各種予防教室に要する講師謝礼金123万1千円、12節、役務費の講師派遣手数料456万2千円等や296ページの13節、委託料合計684万1千円になります。また、地域福祉ネットワーク活動推進事業費では、推進助成金1622万5千円を計上しています。これは、高齢者福祉に関しての各種ネットワークにより、高齢者が地域で自立した生活ができるよう地域福祉ネットワーク委員会や老人クラブ等に対して、補助事業により支援するものです。なお、従来の二次予防事業である通所型介護予防事業費、健康教育事業につきましては、総合事業の通所型サービスに移行を行い、継続して介護予防に努めていくこととしています。

296ページ下段から299ページの同款4項、包括的支援事業・任意事業の合計2億6725万6千円の内訳は、296ページ、1目、総合相談事業費1億4563万9千円として、在宅介護支援センター運営事業委託料2862万8千円及び地域包括支援センター運営委託料7358万5千円に加え、今年度運営委託する3地区の委託料4337万4千円を計上しています。そのほか、2目、権利擁護事業費の弁護士謝礼金5万円、3目、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の地域ケア会議に要する費用61万7千円、4目、任意事業費は、介護相談員派遣等事業から訪問型介護予防事業までの各種事業に要する経費9473万2千円、5目、在宅医療・介護連携推進事業費の多職種研修会や在宅医療介護連携推進会議に要する費用合計32万7千円、地域包括ケアシステムの構築拠点事業委託料1245万9千円、6目、生活支援体制整備事業費の生活支援サポートセンター運営委託料206万9千円及び日常生活圏域生活支援業務委託料854万5千円を計上しています。最後に、7目、認知症総合支援事

業費の主なものは、認知症ケア会議の委員謝礼金10万8千円、認知症初期集中支援業務委託料36万円、認知症カフェ設置事業補助金200万円になります。

299ページ中段の表同款、5項、その他の諸費の167万円は、総合事業に係るサービス事業費、介護予防ケアマネジメント費の支払いのための県国保連への審査支払手数料になります。

続きまして、300ページをお願いします。2段目の表、4款、基金積立金として、232万2千円を計上しています。

以上、歳出の説明を終わりまして、歳入の説明をさせていただきます。

281ページをお願いします。1款、保険料26億8465万7千円は、高齢者人口の伸びに準じて、第1号被保険者数を4万1214人と推計し、特別徴収3万5060人としています。同じく281ページの下段の3款、国庫支出金、1項、国庫補助金、1目、介護給付費負担金23億7570万千円から282ページの5款、県支出金、2項、県補助金、2目、地域支援事業交付金5303万8千円まで、及び283ページ、7款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、介護給付費繰入金16億4259万6千円から4目を除く、6目、その他の一般会計繰入金2108万円の地域支援事業分までは、歳出の保険給付費に対する介護保険制度の財源負担割合で計上しております。歳出の介護給付費の各対象基本額に説明欄にあります負担率をそれぞれ乗じて算出したものです。

283ページの4目、低所得者保険料軽減繰入金4204万6千円につきましては、平成27年度から実施されました低所得者の保険料軽減に伴う一般会計からの繰入金になります。 積算は、一人当たり3830円の負担額に対象人数1万978人を乗じた額になります。

284ページの7款、繰入金、2項、基金繰入金、1目、介護給付費等準備基金繰入金につきましては、6908万8千円を計上し、基金よりの取崩しを予定しています。

285ページの9款、諸収入3項、雑入2目、雑入の主なものは、食の自立支援事業利用者 負担金3921万8千円になります。歳出の同様の事業の利用者負担分になります。

304ページをお願いします。昨年9月及び12月の議会において、議決いただきました債務負担行為に係る調書になります。説明については、割愛させていただきます。

引き続き、地域包括支援センター関連の「介護サービス事業勘定予算」について補足説明をいたします。

306ページをお願いします。歳入歳出予算事項別明細書「1.総括」の下の表から説明させていただきます。1款、総務費238万1千円、2款、事業費7589万円、3款、予備費100万円の合計7927万1千円は、「地域包括支援センター」のケアマネジメント事業に係る人件費、事務費等でございます。308ページの事業費において、前年度比較で1499万4千円の減額となっておりますが、これは29年度より地域包括支援センターを新たに3カ所設置することに伴う309ページ説明欄の指定介護予防支援業務手数料が減額となったものです。

続いて歳入の説明をさせていただきます。307ページをお願いします。

介護サービス事業勘定の主なものは、1款、サービス収入、1項、予防給付費収入、1目、介護予防サービス計画費収入は、7222万7千円であり、前年比1650万1千円の減額につきましては、地域包括支援センター3カ所の設置に伴う介護予防サービス計画費収入の減によるものです。また、2款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、一般会計繰入金690万9千円につきましては、事務費等繰入金となっています。

以上、簡単ではありますが、「平成29年度 飯塚市介護保険特別会計予算」及び「介護サービス事業勘定予算」についての補足説明を終わります。

○委員長

説明が終りましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○宮嶋委員

290ページの地域密着型介護サービス給付費、あわせて291ページの介護予防サービスの給付費というのが前年度からすると、密着型で7億5799万円の減、介護予防サービス給付費は4億7791万7千円の減額になっています。これはいわゆる地域支援事業に移行するということで減額なのかなと思いますけども、そこら辺の説明をお願いします。

○介護保険課長

1問目の地域密着型介護サービス給付費の減額につきましては、先ほどもご説明いたしましたが、18人以下の小規模のデイが、居宅介護サービスから移行したことに伴いますものでございまして―――

失礼いたしました。詳しく申しますと、ここの減額につきましては、前年度予算より減っておりますのは、28年度予算につきましては、まだ地域密着型サービスのデイの移行を私どもは66%ほどで当初予算で見込んでおりましたのが、実際には50.6%しか移行しなかった。その差額が大幅なものとしてこちらのほうの減額で出てきたものでございます。それと介護予防サービスの給付費につきましては、委員が言われてありました、総合事業の移行に伴うものでございます。

○宮嶋委員

地域密着型のほうですが、平成28年度が66%で見積もりをしていたら、51%にしかならなかったというのは、その数字は見積もりと、実際の数字の差というのはどこに当てはまるんですかね。

○介護保険課長

もともとは、居宅介護サービス給付費に予算措置をされておったものでございまして、それから66%、予算上は移行するだろうというところで、前年度予算を立てておったわけです。したがいまして、居宅介護サービス費が減となりまして、地域密着型サービス費の給付費が増というような形で予算組みをしておりましたが、実際には、先ほど言いました50.6%しか移行をしなかったということで、その分が今年度予算で、それぞれ差し引きした分で増額と減額となったものでございます。

○宮嶋委員

表のいわゆる1と2との関係で1のほうがプラスになって、下のほうがマイナスになっている。そういう関係ですね、わかりました。それに関連するんでしょうけど、295ページのいわゆる介護予防生活支援サービス地域支援事業、これがいま言われたような減った部分から、ここに変わってくるのかなというふうに思うんですが、この関係をお知らせください。

○高齢者支援課長

いま委員がおっしゃいましたとおり、そちらのほうは新しく始まる総合事業の部分になって まいります。訪問型予防サービスの事業費と通所型予防サービスの事業費、それに加えてケア マネジメントプランの手数料を計上しております。

○宮嶋委員

どういうふうに見ていいかわからないんですが、いわゆる介護保険から外れた部分の金額と、 地域支援事業に移行された分の金額というのは全体的に比較して、減っているのか、ふえてい るのかとかいうのはわかりますか。

○高齢者支援課長

総合事業を始めるにあたり、要支援1、2の方が移行してまいります。そちらのほうはサービスの単価等を見直しておりますので、その方々に関しては金額は下がってまいります。

○宮嶋委員

結局、このもともと地域支援のほうに動かす、介護保険から外すというところら辺が、介護 負担を抑えるという目的があるので、そこら辺がどの数字を見たら抑えられているのかという のが、わかるのかなと思いながら見ていたんですけど、ちょっとわからないので、またあとから改めてお聞きしたいと思いますけど、下がっているということですね。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

286ページ、総務費、総務管理費、一般管理費並びに293ページ、地域支援事業費、事業管理費等々に関連してお伺いいたします。先般の県の新年度予算の組み立ての報道の中で、介護保険に関して、事業所が提出するいろんな書式等がございますが、非常に煩雑であると。これについて、何とか簡略化できるものについてはそうやって、やっていくという報道がございました。当然のことながら、市においても、同様のことが求められていると思いますが、その点については、しっかりやっていくという理解でよろしいですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩10:54 再開10:54

委員会を再開いたします。

○介護保険課長

委員が言われます、簡素化の件につきましては、国あたりもかなり煩雑であるというところは、前々より指摘されております。今回県のほうがある程度簡素化したような形で、簡素化できるものについては、効率化を図っていきたいという趣旨に基づきまして、市といたしましても県と同様の方向で考えていきたいと考えております。

○江口委員

ぜひ、そのときに考えていただかなくてはならないのは、現場におられる方々、事業所の 方々に実際にどう思いますという投げかけをして、そのご意見をしっかりとお聞きして、なさ れた方がいいかと思います。どうしてもやっぱり。役所だけで考えてやったはいいんだけれど、 事業所はもっと別なことを考えていたということになりかねませんで、その点について配慮を お願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○宮嶋委員

地域支援事業ですが、地域の多様なサービスということで取り組まれていると思いますが、 当初目的とされていたような数字が、もう現在すでに獲得できているのか、先ほどを何%とか いう話もありましたけれど、どの程度まで要支援1、2の方々を受け入れるためのサービスの 確保ができているのかというのをお尋ねします。

○高齢者支援課長

新しく行います総合事業に関しましては、指定の関係は終わりまして、一応150の事業所から手を挙げていただいて指定をしております。

○宮嶋委員

その150で大体いまいらっしゃる方がカバーできるという状況なんですかね。

○高齢者支援課長

利用見込件数からいきましても、十分な指定の数だと考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○宮嶋委員

高すぎる介護保険料というところで、来年度までは6期ということですけれども、ここでいろんな施策が行われていますので、どういうふうな形になるのか、しっかり29年度を見守っていかないといけないと思いますけれども、現段階での介護保険の制度上、介護保険料、またそういうところら辺について、反対の態度をとらせていただきます。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第6号 平成29年度飯塚市介護保険特別会計予算」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。 暫時休憩いたします。

休憩10:58

再開11:10

委員会を再開いたします。

次に、「議案第7号 平成29年度飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

「議案第7号 平成29年度飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」について、補足説明をいたします。予算書の313ページをお願いいたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億5267万1千円と定めるものでございます。後期高齢者医療特別会計の予算は、歳入予算の大部分を後期高齢者医療広域連合に納付するシステムになっておりますので、まず歳入のほうからご説明いたします。

317ページをお願いいたします。1款、1項、後期高齢者医療保険料、13億9862万6千円につきましては、本市が徴収いたします保険料で、徴収率を特別徴収100%、普通徴収99.1%、滞納繰越分60%で見込んでおります。前年度と比較いたしますと、2億472万4千円の増となっておりますが、これは、29年度から保険料の軽減特例措置が見直されることによるものでございます。3款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、事務費繰入金につきましては、市事務費分として、3956万7千円、広域連合事務費分として、県下の全市町村で人口割・高齢者人口割いずれも46.5%、均等割7%の割合で算出された額、2993万7千円を計上いたしております。同じく2目、保険基盤安定繰入金、4億7915万8千円につきましては、保険料の軽減分に対して、県が4分の3、市が4分の1を負担するものを一般会計から繰り入れるものでございます。

続きまして、歳出予算についてご説明いたします。 3 1 9ページをお願いいたします。 1 款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費につきましては、職員4人分の人件費及び事務費を計上いたしております。 3 2 0ページの2項、徴収費につきましては、徴収事務に係る通信運搬費等の経費を計上いたしております。 2 款、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、歳入予算でご説明いたしました、本市が徴収いたします保険料分、一般会計から繰り入れます広域連合事務費分及び保険基盤安定負担金分を後期高齢者医療広域連合に納付するものでございます。前年度と比較いたしまして、2億1221万5千円増の19億787万2千円を計上いたしております。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終りましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○宮嶋委員

317ページの後期高齢者医療保険料というのがふえております。今説明の中で軽減特例措置が見直されたと言われたと思うんですが、その辺のところをお願いします。

○医療保険課長

この保険料の軽減特例措置につきましては、平成20年度に後期高齢者医療保険制度が創設されておりますが、制度発足時の激変緩和措置としまして、法で定めます本則の軽減をさらに拡大する特例措置が実施をされてきたところです。これを平成29年度から制度の持続性を高めるため、世代間、世代内の負担の公平を図って、負担能力に応じた負担を求めるといった観点から、29年度から軽減特例措置の一部が見直されることになっております。

○宮嶋委員

わかりにくいんですけれども、見直されるということはなくなるということなんですか。

○医療保険課長

もともと軽減措置がございます。国保制度でもございますが、これをさらに軽減を手厚くしていたもの、それが軽減の特例措置ということで、これまで実施をされてきたところです。これが本則に一部戻されるということでございます。

○宮嶋委員

結局、特例がなくなって従来の軽減措置だけになるという捉え方でいいですか。

○医療保険課長

全ての軽減特例措置が見直されるわけではございませんで、今回ですね、例えば低所得者にかかわる軽減措置では、これは9割軽減、8.5割軽減と、これは当面継続をされます。それから、後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険の扶養者であった方、この方達にも軽減措置がございますが、この中で所得に応じまして、9割軽減の適用を受ける方、これは据え置きでございます。一定以上の所得にある方につきましては、9割軽減が8.5割軽減に、それから9割軽減が7割軽減に、所得に応じて特例措置が一部見直されております。また、所得割額につきましても、低所得者の軽減は現在5割軽減となっておりますが、これが2割軽減に見直されるようになっております。

○宮嶋委員

その方それぞれでさまざまなんだということで、一律に軽減がなくなるということではないということですね。後期高齢者の場合、2億472万4千円保険料がふえております。これは対象の人数が増加しているのか、過去の推移も含めて対象者の数を教えてください。

○医療保険課長

それでは、昨年の決算特別委員会で提出させていただいております資料により、ご説明いたします。まず世帯数ですけれども、平成25年度は1万5374世帯、26年度は1万5242世帯、27年度は1万5904世帯でございます。それから対象者につきましては、25年度は1万8836人、26年度は1万9182人、27年度は1万9590人と年々増加傾向にございます。

○宮嶋委員

そういうところで、29年度に関しては大体どのくらいの世帯数で、対象者がどのくらいというふうに見込んであるのか、お尋ねします。

○医療保険課長

これは後期高齢者広域連合が推計した数字でございますが、平成29年度、これは平成29年9月末現在の被保険者数ということで、広域連合が推計しておりますが、本市の被保険者数は1万9071人というふうになっております。

○宮嶋委員

1万9071人ということは、さっき言われた27年度からすると、少し減っているというところで、その割には保険料は増額になっているんですけど、この辺はさっきの軽減特例が外されたというところで考えたらいいですか。

○医療保険課長

ただいま委員がおっしゃいますとおり、軽減特例措置の一部見直しによりまして、軽減から外れる方が出てくるということでの保険料の増でございます。ただ、前年度比で約2億円の増となっておりますが、これにつきましては、これも後期高齢者医療広域連合が算出をした額を計上いたしておりますけれども、これにつきましては、すべての軽減特例措置が廃止をされる前提で後期高齢者広域連合が推計をいたしておりますので、約2億円の増額になっております。ただ、実際には一部の見直しにとどまっておりますので、これは、ことしの12月補正で補正をお願いしたいと考えておりますが、実際のところは軽減特例措置の一部見直しによる影響は約8千万円程度とを見込んでおります。

○宮嶋委員

なかなかこういう数字ははっきりした数字が出てこないものなんですかね。後期高齢者の場合も未納者に対して、資格証、短期証が発行されているのかどうか、その数をお尋ねします。

○医療保険課長

後期高齢者医療制度におきましては、国保と同じように資格証、短期証の交付について法で 定めがございます。ただ、資格証につきましては、高齢者の医療の確保といった点から資格証 の交付はなされておりません。短期証の交付は行っておりまして、25年度は29件、26年 度は21件、27年度は28件の交付となっております。

○宮嶋委員

資格証を発行する、そういう対象者はいるけれども、資格証は発行していないということでいいんですかね。

○医療保険課長

対象者はございますが、先ほど申し上げましたように、高齢者が必要な医療を受ける機会が 損なわれないようにということで、原則として資格証の交付はいたしておりません。

○宮嶋委員

それは飯塚市独自の判断でということですか、県でやっているところはあるということですか。

○医療保険課長

これは福岡県の後期高齢者医療広域連合としての取り扱いでございます。全国的にも同じような取り扱いをされているものと考えられます。

○宮嶋委員

短期証の28年度の発行の件数というのはわからないんですかね。

○医療保険課長

これは本年の2月1日現在の数字でございます。2月1日現在で28件となっております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○宮嶋委員

後期高齢者医療制度そのものが、いわゆる家族から医療を離すというような、もともとの成り立ちのところから反対をいたしております。なかなか保険料が高くて、年金から差し引かれて大変だというような声もたくさん聞かれます。そういうことで、反対をします。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第7号 平成29年度飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第19号 平成29年度飯塚市立病院事業会計予算」を議題といたします。執 行部の補足説明を求めます。

○健幸・スポーツ課長

「議案第19号 平成29年度飯塚市立病院事業会計予算」の補足説明をいたします。

別冊の平成29年度飯塚市立病院事業会計予算書の1ページをお願いいたします。今年度の 予算の特徴としましては、平成23年度より進めてまいりました一部建てかえ事業が、28年 度をもちまして終了いたします。そのため29年度予算では、主に事業の財源となりました病 院事業債、合併特例債の償還に関する予算が計上しております。

第2条で収益的収入の第1款、病院事業収益を4億505万9千円、収益的支出の第1款病院事業費用を5億7483万円と定めております。第3条で資本的収入及資本的支出は、ともに1億4391万7千円と定めております。

第4条で一時借入金の限度額を1千万円と定めております。第5条で企業局に移行することに伴う職員給与費の額を883万6千円といたしております。第6条で一般会計から受ける補助金の額を3774万8千円といたしております。

2ページをお願いいたします。収益的収入及び支出のうち、収益的収入の第1款、病院事業収益、第1項、医業収益につきましては、公立病院に対する国の財政支援で、交付税措置される金額を一般会計から繰り入れるもので、本年度は、単価の見直しにより、1250万円増の2億2674万1千円を計上いたしております。第2項、医業外収益につきましては、病院事業債償還利息に対する一般会計からの地方交付税措置分と病院事業債及び合併特例債償還利息分の指定管理者からの負担分、長期前受金戻入などで1億7831万8千円を計上いたしております。

収益的支出のうち、第1款、病院事業費用、第1項、医業費用につきましては、先ほど医業収益で説明いたしました交付税措置分の一般会計交付金の全額を指定管理者に交付する病院管理運営交付金2億2674万1千円と減価償却費2億8146万3千円、資産減耗費105万4千円を計上いたしております。第2項、医業外費用につきましては、病院事業債の償還利息など3623万2千円と給与費831万6千円、その他の経費には、一般会計への合併特例債償還負担金344万3千円を含む752万7千円を計上いたしております。

次に、資本的収入及び支出のうち収入の第1款、資本的収入、第1項、補助金につきましては、病院事業債元金償還に対する一般会計からの地方交付税措置分2962万3千円を計上しております。第2項、納付金につきましては、病院事業債元金償還の指定管理者の負担分でございます。

資本的支出の第1款、資本的支出、第1項、企業債償還金1億3165万6千円につきましては、病院事業債元金償還金でございます。第2項、負担金につきましては、合併特例債元金償還の指定管理者の負担分でございます。なお、4ページに予定キャッシュフロー計算書、5ページから7ページに給与費明細書、8ページから9ページに平成29年度の予定貸借対照表、10ページに平成28年度の予定損益計算書、11ページから12ページに平成28年度の予定貸借対照表、13ページに注記、14ページ以降に平成29年度予算明細書を掲載いたしておりますが、内容については省略させていただきます。

以上で、病院事業会計予算の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終りましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○江口委員

この市立病院の建てかえ事業は、おおよそ終わり、今月末には式典も行われる形になっております。そういった形で施設整備が進むのは非常に喜ばしいことなんですが、他方で、施設整備のための資金、そこの返済の分がどうなっているのかというのが、非常に気にかかるところであります。予算書を見ると、14ページの医業外収益のその他負担金に病院事業債償還利息指定管理者負担分並びに合併特例債償還金、指定管理者負担分、それと17ページ、資本的収入の納付金、その他納付金の中での病院事業債元金償還と指定管理者納付分が指定管理者のほうから市の方へ返済される分と思いますが、その点で間違いないでしょうか。

○健幸・スポーツ課長

そのとおりでございます。

○江口委員

以前、この建てかえの審議をしているときに、長期の事業収支計画を出していただきました。 そのときの資料は手元にはないんですが、おおよそ2億数千万の返済がなされていく予定であったかと思います。29年度の返済については、その返済計画に準じて順調に行われるという理解でよろしいですか。

○健幸・スポーツ課長

ただいま質問委員が言われましたものは、平成27年度におきまして、資料として提出をさせていただいたものかと思います。その際の29年度の返還の分としまして、指定管理者が負担する額として予定しておりましたのが、見込みといたしまして、1億4300万ほどを建てかえ事業としての負担金返済に充てる分として償還予定で計上しておりました。今回の29年度当初予算におきまして、その同じところになりますが、合計額といたしましては、1億4570万ほどになります。この差額につきまして、270万ほどの差がございますが、この分につきましては、もう一度詳細に検討してみないとわからない部分がございますが、今回の当初予算の分の返還の見込みといたしましては、借入利息を2%で、現在計算をしております。ただし、前回提出をさせていただいたときには1%で計算をさせていただいた分がございますので、その分による差かとは思いますが、その分につきましては、再度検討、調整いたしまして、今後の見込みをはっきり出したいというふうに思います。28年度の事業につきまして、現在最後の事業をやっておりますが、最終年度といたしまして、起債を予定しておりますのが、まだ4億4900万ほどの起債をやる予定にしております。この分につきまして借入利息が確定いたしましたら、長期の見込返済の額が確定するということになりますので、それをもちまして、確認をしたいというふうに思っております。

○江口委員

今の話では、おおよそ返済は順調であるという理解でよろしいですね。

○健幸・スポーツ課長

おおよそ当初の見込みどおり返済が進んでおります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(異議なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第19号 平成29年度飯塚市立病院事業

会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、「議案第26号 飯塚市青少年問題協議会条例及び飯塚市子ども・子育て会議条例の 一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○子育て支援課長

「議案第26号 飯塚市青少年問題協議会条例及び飯塚市子ども・子育て会議条例の一部を 改正する条例」につきまして補足説明いたします。

議案31ページ、32ページの新旧対象表をお願いします。

飯塚市組織・機構の再編に伴い庶務担当部名の変更が生じたため、条例の一部を改正するものです。飯塚市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例につきましては、第6条中「こども・健康部」を「福祉部」に改めます。また、飯塚市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例につきましては、第8条中「こども・健康部」を「福祉部」に改めます。

以上、簡単ですが補足説明を終わります。

○委員長

説明が終りましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第26号 飯塚市青少年問題協議会条例及び飯塚市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、「議案第27号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。 執行部の補足説明を求めます。

○介護保険課長

議案書の33ページをお願いいたします。「議案第27号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」の補足説明をいたします。

平成28年9月の介護保険法施行令の一部を改正する政令の規定により、平成29年度の第1号被保険者に係る介護保険料の賦課において、合計所得金額の算定方法が改正されたこと等により、介護保険条例の一部を改正するものです。

改正内容については、新旧対照表でご説明いたします。36ページをお願いいたします。第12条の改正は、所得状況等に関する申告について、さきの地方税法の改正に伴う同法の追加等を行い、条文の整備を行なったものです。

次に、附則第15項に第16項及び第17項を追加し、政令の改正に基づき、平成29年度における保険料率の特例を定めるものです。

内容については、介護保険制度においては、第1号被保険者の保険料段階の判定には、所得の状況に応じて保険料を負担する仕組みとなっており、どの段階区分に該当するかについては、地方税法上の「合計所得金額」を指標として用いて判定しています。この合計所得金額は、現行の介護保険制度では、土地を譲渡した場合に生じる売却収入等に対する税法上の特別控除が適用されていません。例えば、自宅を売却して新たな住居を購入した場合には手元に譲渡収入が残らないものの、多額の譲渡所得の計上により、合計所得金額が上昇し、一時的に保険料が上昇することとなります。

今回の改正は、土地等を譲渡した場合、譲渡した年の翌年の所得が急増し、介護保険料が高額になる場合があり、土地の売却等には本人の責めに帰さない理由による場合もあることから、そのような土地の売却収入等を所得として取り扱わないこととするよう、保険料段階の判定に、現行の合計所得金額等から、租税特別措置法に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額を用いることとするものです。

なお、介護保険料は、原則として3年間同一の保険料率を用いることされているため、平成29年度における第1号被保険者の介護保険料の段階の判定に関する基準の特例として定めるものです。

なお、追加の附則第16項及び17項に定める各所得段階別の保険料額については、現行の ままの内容となります。施行期日は、平成29年4月1日となります。

以上簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終りましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第27号 飯塚市介護保険条例の一部を改 正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。 お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から4件について報告したい旨の申し出が あっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「2020東京パラリンピック事前キャンプ地誘致活動について」、報告を求めます。

○健幸・スポーツ課長

「2020東京パラリンピック事前キャンプ地誘致活動について」、報告いたします。

2020東京オリンピック・パラリンピックに向けては、長年にわたって開催してきました「飯塚国際車いすテニス大会」の縁から、平成27年3月に「2020東京パラリンピック事前キャンプ地飯塚市誘致・支援実行委員会」を産学官28団体によって立ち上げ、事前キャンプ地の誘致を目指すこととしておりました。

さらに、28年3月には誘致計画を実行委員会において決定をいただき、誘致対象を南アフリカ共和国の車いすテニス競技としております。これまで南アフリカ共和国車いすテニス協会代表者と国際電話やメールでの交渉のほか、昨年5月の飯塚国際車いすテニス大会においては、南アフリカ共和国車いすテニス協会関係者と面談、9月には南アフリカ共和国駐日大使と面談を行い、本国の情勢の収集やキャンプ地誘致に向けての協力の依頼等を行ってまいっております。

しかしながら、現在まで事前キャンプ地との決定までは至っておりません。この度、事前キャンプ地となる筑豊ハイツテニスコートが、文部科学省が選定する「ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設」に指定されました。これは国内のトップレベルの競技者が集中的継続的トレーニング強化活動を行うための拠点として、既存のトレーニング施設を指定するもので、日本チームの強化拠点施設となる実績は海外関係者に対しては、十分なインパクトになるのではないかと期待しております。

今後は、南アフリカ本国への訪問及び南アフリカ本国から関係者の招致などを検討しており、

誘致の成功を目指してまいりたいと考えております。

以上、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定について」、報告を求めます。

○介護保険課長

「飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定について、ご説明いたします。

資料1をお願いします。まず、1の策定趣旨については、高齢者保健福祉施策の総合的な推進を図るため、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

2の計画期間につきましては、平成30年度から平成32年度の3カ年計画になります。

3の策定の方法につきましては、2種類の高齢者実態調査を実施し、高齢者の実態と課題把握に努め、計画策定の基礎資料とします。その他、介護保険給付実績分析、基礎データ収集整理及び課題分析を行います。その後、高齢者実態調査や介護保険給付実績の分析、基礎データの収集や課題分析、国の制度見直しを踏まえ、飯塚市高齢社会対策推進協議会で計画の検討諮問・答申を受けて、計画を策定します。

4の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定スケジュールについては、資料2になります。4月より実態調査を実施し、9月に議会に報告書の説明、その後、12月に計画案について市民への意見募集の報告後、3月の議会において介護保険条例の改正案及び次期計画説明の予定としております。

5の高齢者実態調査については、調査期間を平成29年4月から6月までとし、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、「在宅介護実態調査」の2種の高齢者実態調査を実施するものです。

前者は、調査対象者及び調査数は、①のとおりで、2100件、後者は、調査対象者及び調査数は、②のとおりで、1700件としております。前回と異なる点は、600件の聞取り調査を予定しております。これは、国が人口規模により件数を指定していることによるものです。なお、(3)調査方法から(4)抽出方法及び調査方法については、資料に記載のとおりで

以上、簡単ですが説明にかえさせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(to 1.)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の公表について」、報告を求めます。 ○建築課長

「要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の公表について」、福岡県の建築指導課より 建築課に対して、飯塚市の公共施設に対する報告の取りまとめの依頼がありましたので、建築 課のほうにて報告させていただきます。

お手元の配布資料に記載のとおり、建築物の耐震改修の促進に関する法律が平成25年 11月に改正施行され、不特定多数の者が利用する建築物及び、避難弱者が利用する建築物の うち大規模な建築物の所有者につきましては、耐震診断を行い、その結果を所管行政庁に報告 することが義務付けられました。

この度所管行政庁であります福岡県に対しまして、資料のとおり本市施設21箇所を報告し

た内容が公表されることになりましたので、ご報告いたします。

資料No1からNo17は学校施設が対象と成りますが、No1からNo13の施設に関しては、耐震診断を行い耐震補強完了後の結果が公表されます。No14からNo17の施設に関しては、小中一貫校として新たに整備を進めており耐震診断は実施していない旨が公表されることになります。

No18・19の飯塚オートレース場第一・第二スタンドが対象となりますが、両施設とも耐震診断を実施した結果、現行の耐震基準を満たしていない診断結果となり、その旨が公表されることになりました。今後の整備については原課で検討中でございます。

資料No20は飯塚市役所本庁舎ですが、耐震診断を実施した結果、現行の耐震基準を満たしていない診断結果となり、今後の改修予定としては平成29年5月以降に除却予定の旨が公表されることになります。

資料No21の飯塚第一体育館ですが、整備計画中にて耐震診断は実施していない旨が公表されることになります。

以上、簡単でございますが報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

暫時休憩いたします。

休憩11:50

再開11:51

委員会を再開いたします。

次に、「飯塚市公共施設等のあり方に関する第3次実施計画の策定状況について」、報告を 求めます。

○行財政改革推進課長

公共施設等のあり方に関する第3次実施計画の策定状況につきまして、ご報告させていただきます。

資料1の1ページをお願いいたします。本計画素案につきましては、昨年11月に各委員会に報告させていただき、その後市内12地区におきまして、各2回の懇談会を開催いたしております。開催状況は①で記載しているとおりでございます。②は懇談会での意見等と現時点での市としての考え方を整理したものを記載しております。その概要について説明させていただきます。

1.公共施設等のあり方に関する第3次実施計画(素案)の策定方法に関するご意見では、どのような手順で策定したのか、市民の意見などを聴いたのかといったような意見が出されております。

次に、2. 計画素案に関するご意見ですが、廃止や縮減だけではなく、必要な施設は残すべきといったご意見をいただいております。

2ページをお願いします。3. 市民意見の反映に関するご意見では、市民意見を大切にしてほしいといった趣旨の意見をいただいております。4. 懇談会のあり方については、参加者が少ないので周知方法を検討すべきとのご指摘をいただいております。5. 跡地、跡施設に関する意見では、特に学校跡地に対するご意見をいただいております。

次の6からは個別施設に対する意見となっていますので、厚生委員会の所管施設についての み説明いたします。5ページの18.楽市・平恒統合保育所は現穂波公民館敷地に移転すると いたしておりましたが、穂波公民館の穂波庁舎に移転することへの反対もあり、引き続き協議 を行っていきたいと考えています。16の庄内体育館では、将来小学校体育館と共用した場合 の利用方法についてのご意見、5ページ17の頴田体育館については、今後の方向性、老朽化 対策についての意見が出されております。

次に、資料2をお願いいたします。昨年の11月から1月にかけまして、計画素案に関します意見募集を行った結果、57人の方より意見をいただいております。その概要について説明させていただきます。今後の人口減少に伴い、飯塚市の公共施設等の延床面積を今後10年間で削減することについてのご意見ですが、賛否が分かれております。

次に計画素案以外に知りたい情報、2ページの素案全体に関するご意見については、様々な ご意見をいただいておりますので後ほどお読みいただきますようお願いします。

5ページをお願いいたします。穂波市民プールについてのご意見ですが、本施設はB&G財団から譲渡を受けている施設でございますので、休止するにあたっては、財団との協議が必要ではないかとのご意見をいただいております。楽市・平恒統合保育所に関するご意見ですが、送迎に関するご意見と、平恒保育所の存続についてご意見をいただいております。目尾児童館に関するご意見ですが、目尾の住民のために役立ててほしいといったご意見をいただいております。シルバー陶芸教室ですが、更新時には廃止、統廃合を検討するといたしておりましたので、このまま使用できるのではないかといったご意見をいただいております。

次に、資料3をお願いいたします。資料1、資料2に出されましたご意見を踏まえ、本計画素案の一部見直し案を検討いたしております。

1ページのNO. 2、(6) 実施スケジュールについてですが、今回懇談会の中で、市の公共施設等の廃止や縮小など最適化について理解はできるが、マイナスのイメージしかなくまちづくりの将来や、地域の未来の考え方を方針として示してほしいとのご意見を多数いただいております。そこで、右側に記載しておりますが公共施設の最適化の成果に応じて、そこで不要となった財源の一部をまちづくりの予算として組み替える、いわゆるインセンティブ予算と言ったような制度設計が必要であると思われますので、今後検討を行うことを記載しております。この内容につきましては、資料4の10ページをお願いいたします。下段のほうにこれらの内容を記載しております。

次に、3ページをお願いしますNO. 18からNO. 21のシルバー陶芸教室でございますが、本計画素案では、利用が少ないので更新時に廃止、統廃合を検討するといたしておりましたが、公民館サークル活動として活用するなど、より積極的に活用する方向で見直しを考えております。

今後のスケジュールとしましては、議会での意見、2回目の市民懇談会の意見を踏まえ、計画を策定したいと考えております。従いまして当初28年度中に策定する予定ではありましたが、 平成29年度の早い時期に、本計画の策定してまいります。

以上で説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

閉会を前に正副委員長を代表いたしまして、一言ごあいさつ申しあげます。

本日で、この委員構成での委員会の開催は最後となります。委員の皆様、また執行部の皆様の御理解、御協力をいただきまして、無事、委員長の責務を務めることができました。退職される職員さんは長い間お疲れさまでございました。この場を借りて厚く御礼申し上げます。

本日はどうもありがとうございました。

以上をもちまして、厚生委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。